

1

五城目町住宅リフォーム推進事業補助金交付申請書  
【子育て世帯（持ち家型）】

年 月 日

(あて先)五城目町長

〒 \_\_\_\_\_

申請者 住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

申請に関する問い合わせ先 (どちらかに"○"をするか、プルダウンで選択してください。)	申請者・施工業者
--	----------

次のとおり五城目町住宅リフォーム推進事業補助金の交付を受けたいので、令和8年度五城目町住宅リフォーム推進事業補助金交付要綱第34条第1項の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げることを誓約します。

選択欄は"○"をするか、プルダウンで選択してください。

1	住リ フ オ ー ム の 等 概 行 要 う	所 有 者	1 申請者又は配偶者		2 申請者の親又は配偶者の親		
		居 住 者	1 子育て世帯のみ		2 子育て世帯及び ( )		
		申 請 者 の 子	申請者が同居する子の人数 人 (うち、18歳以下の子の人数 人)				
		住 宅 の 所 在 地					
		住 宅 の 種 類	1 専用住宅		2 併用住宅 (用途: )		
		(併用住宅の場合)	住宅部分の面積 (車庫・物置除く)	m <sup>2</sup>		併用部分の面積	m <sup>2</sup>
		町の住宅リフォーム推進事業を以前利用したことがある ※1				有・無	
		年度	補助金受理額				円
		年度	補助金受理額				円
		A 補助金合計受理額					円
2	工 事 費 の 内 訳 (消費税含む)	B 全体工事費				円	
		C 補助対象工事費				円	
	補助申請額(C×10%)【限度額20万円-A】 ※2 千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て						円

※1 平成22～令和7年度までの住宅リフォーム緊急支援事業、住宅リフォーム推進事業の利用実績を記入してください。

※2 以前、住宅リフォーム推進事業により補助金の交付を受けた住宅にあっては、すでに交付を受けた補助金との合計で20万円を限度とする。

3	工事内容等	工事内容(予定)	
		※具体的に記入してください。 ※増改築がある場合、面積を記入してください。	
		工事期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4	施 工 業 者	本店所在地 (個人の場合は住所)	
		本店以外の所在地 (支店等の契約書記載の住所)	(必要に応じて記入)
		名称 (個人の場合は氏名)	
		担当者名	
		電話番号	
		日中連絡先(携帯など)	

※五城目町内に店舗を有しない施工業者は補助対象外となります。  
※複数の施工業者等と契約している場合は、任意様式に上記内容を記載し添付してください。

5	他の補助金等の利用の有無 (予定)	有・無	「有」の場合: 補助金等名称	
---	-------------------	-----	-------------------	--

6	予 助 金 振 込	金融機関名	
		支店名	
		預金種類	普通・貯蓄・当座・その他 ※○で囲むかプルダウンで選択してください
		口座名義カタカナ	
		口座番号	

右詰めで記入してください。

※通帳の原本等で確認して記入してください。申請者名義の口座を記入してください。

【添付書類】(書類は整っていますか？□チェックしてください。)		チェック
(1)	住民票謄本(続柄が記載されたもの)または戸籍謄本 ・いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
(2)	工事請負契約書又は請書の写し ・契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期、日付 が記載されていて、収入印紙を貼っているもの	<input type="checkbox"/>
(3)	工事内訳明細書の写し ・数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。 ・補助対象工事又は補助対象にならない工事がわかるようにマーキング等して下さい。	<input type="checkbox"/>
(4)	工事着手前の写真 ・住宅の外観全景写真及び工事部分の写真について、施工前と施工後の写真が対比できるように撮影してください。工事内容などコメントを記載してください。	<input type="checkbox"/>
(5)	住宅部分の延べ床面積が1/2以上(車庫、物置の面積除く。)であることがわかる図面 ・併用住宅の場合のみ	<input type="checkbox"/>
(6)	確認済証の写し及び図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合のみ	<input type="checkbox"/>
(7)	完納証明書(滞納のない事を証明する証明書) ・工事完了後に転入・転居する場合は、現住所における証明書。	<input type="checkbox"/>
(8)	前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>